

景観に配慮した防護柵推進検討委員会

設立趣意書

平成15年 5月

防護柵は、車両が路外に逸脱するのを防ぎ、乗員の傷害を防止・軽減する等のために設置される施設であるが、道路に沿って連続的に設置されることから道路景観を構成する要素の一つとなっている。

これまで、防護柵は安全性確保の観点から、視認性の高い色彩や必要な性能をみたく構造・材料が用いられてきたが、今後、21世紀に「美し国づくり」を進め日本の魅力を高めていくためには、防護柵についても景観に配慮したものとしていくことが必要である。

このため、学識経験者等からなる検討委員会を設置し、景観に配慮した防護柵設置の基本的考え方、地域特性に応じた景観配慮の考え方、景観に配慮した防護柵が満たすべき要件等を明らかにして、道路管理者が景観に配慮した防護柵を設置、更新、修景する際のガイドラインを策定するものである。